

社会福祉法人高尚会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高尚会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規程並びに苦情対応規定第11条及び入居に係る指針第5条に基づき、評議員並びに理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が、法人業務を行う場合に別表1のとおり報酬及び費用弁償費（以下「報酬等」という。）を支給するものとする。ただし、その交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合は、職員旅費規定に準じてその実費相当額を支払うことができる。

- 2 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2のとおり報酬及び旅費等を支給する。
- 3 役員等が同日に開催される会議や業務いずれにも従事する場合の報酬及び費用弁償については重複して支給しない。

(当該法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、前条に定める報酬等を支払わないものとする。

(報酬の支払い方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給するものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条に二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（日額）

（1）評議員

名 称	報 酬	費用弁償費
評議員会出席	5,000円	2,000円
上記以外の法人及び施設業務のための出勤	5,000円	2,000円

（2）理事

名 称	報 酬	費用弁償費
理事会出席	5,000円	2,000円
上記以外の法人及び施設業務のための出勤	5,000円	2,000円
理事長業務報酬	10,000円	2,000円

（3）監事

名 称	報 酬	費用弁償費
監事監査指導業務出席	5,000円	2,000円
上記以外の法人及び施設業務のための出勤	5,000円	2,000円

（4）評議員選任・解任委員、第三者委員等

名 称	報 酬	費用弁償費
監事監査指導業務出席	5,000円	2,000円
上記以外の法人及び施設業務のための出勤	5,000円	2,000円

別表2

旅 費	宿泊費（一夜につき）	報酬（日額）
職員旅費規程に準ずる	15,000円	5,000円

※宿泊費の実費が上記の額を超えるときは、その実費を支給する。